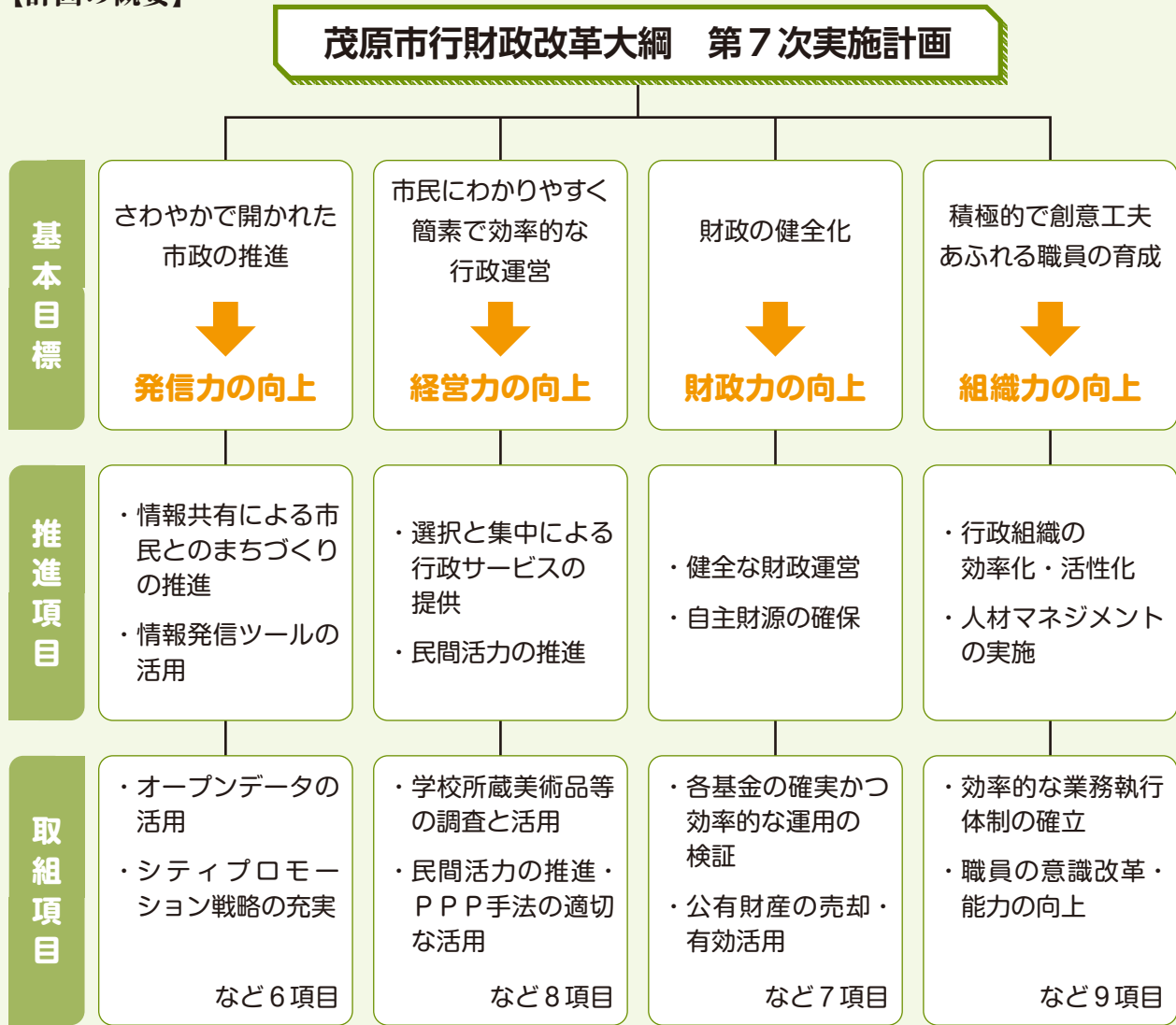


「茂原市行財政改革大綱 第7次実施計画」を策定

市では、さらなる行財政改革の推進に向けて、平成29年度から31年度までの3年間を計画期間とする「茂原市行財政改革大綱第7次実施計画」を策定しました。

【計画の概要】



お問い合わせは、経営改革課（4階）
☎(20)1702、☎(20)1602へ。

全30の取組項目を定め、行財政改革を実行していきます。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

臨時福祉給付金 （経済対策分）を 支給

消費税率の引き上げによる所得の低い方への負担の軽減と、国の経済対策の一環として平成29年4月から平成31年9月までの2年6カ月分を一括して支給します。

◆支給対象者

次の①～③すべてに該当する方。

- ①平成28年度の市・県民税が課税されていないこと。
- ②平成28年度市・県民税課税者の扶養親族等ではないこと。
- ③生活保護の受給者ではないこと。

◆支給額

1人につき1万5千円
(1回限り)

◆申請書

平成28年1月1日時点で茂原市に住民票があり、支給対象者になると思われる方へ4月下旬に郵送します。

これ以外の方は、当時の住